

柏崎市水防計画

柏崎市防災會議

— 目 次 —

第1章 総則

第1節	目的	1
第2節	用語の定義	1
第3節	水防の責任等	2
第4節	津波における留意事項	4
第5節	安全配慮	5

第2章 水防組織

第1節	水防本部	6
第2節	本部組織	6
第3節	水防本部の事務分掌	6
第4節	水防態勢時における関係機関の連絡系統図	7

第3章 水位周知及び水防警報（水防待機業務）

第1節	水位情報の通知	9
第2節	水防警報及び水位情報	10
第3節	水防警報を行う河川並びに水防警報発表者	10
第4節	水防警報の対象とする水位観測所	11
第5節	水防警報を発表しない場合の措置	12
第6節	水防に関する注意報・警報等	13
第7節	排水機場の伝達系統	14

第4章 水防活動

第1節	市の非常配備	14
第2節	巡回出動の連絡	15
第3節	水防作業	15
第4節	緊急交通	16
第5節	警戒区域の指定	16
第6節	避難立ち退き	16
第7節	決壊の通報及び措置	16
第8節	水防解除	16
第9節	水防訓練	16

第5章 費用負担と公用負担

第1節	費用負担	18
第2節	公用負担	18

第6章 協力・応援	
第1節 河川管理者の協力及び援助	20
第2節 水防機関の協力等	20
第3節 下水道管理者の協力等	20
第7章 水防報告	
第1節 水防概況報告	22
第2節 水防活動実施報告	22
第8章 通信連絡・輸送の確保	
第1節 通信連絡系統	24
第2節 非常通信の取扱	24
第3節 その他の通信施設の使用	24
第4節 水防信号	24
第5節 輸送の確保	24
第9章 水防用備蓄資機材	
第1節 市における水防倉庫及び備蓄資機材	25
第2節 柏崎地域振興局における水防倉庫及び備蓄資機材	25
第10章 ダムにおける洪水警戒体制	
第1節 鮫石川ダムの洪水警戒体制	26
第2節 後谷ダム、栃ヶ原ダムの洪水警戒体制	27
第3節 谷根ダム、赤岩ダム、川内ダムの洪水警戒体制	28
第11章 重要水防箇所及び消防団受持区域	
第1節 河川関係重要水防箇所評定基準	29
第2節 河川関係重要水防箇所	30
第3節 消防団水防受持区域	33
第4節 海岸関係重要水防箇所評定基準	36
第5節 海岸関係重要水防箇所	36
第12章 異常気象時における交通規制(事前通行規制)	
第1節 事前通行規制区間	37
第2節 特殊通行規制区間	37
第3節 冠水危険箇所	38
第13章 津波に対する水防活動	
第1節 水防配備	39

第2節	水防警報及び水防情報の提供を行う河川	39
第3節	水防警報及び水防情報の段階と範囲	39
第4節	水防警報及び水防情報の伝達系統	40
第14章	水防協力団体	
第1節	水防協力団体の指定	41
第2節	水防協力団体の業務	41
第3節	水防協力団体の消防団等との連携	41
第4節	水防協力団体の申請、指定及び運用	41
第15章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	
第1節	洪水浸水想定区域の指定・公表	42
第2節	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	42
第3節	洪水ハザードマップ	42
第4節	予想される水災の危険の周知等	42
第5節	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	42
様式及び別表		
・	水防活動報告書（第1号様式）	44
・	水防活動報告書（第2号様式）	45
・	柏崎市水防倉庫備蓄資材（別表第1）	46
・	水防資材取扱業者（別表第2）	47
・	新潟県（柏崎地域振興局）における水防倉庫及び備蓄資機材（別表第3）	48
・	新潟県（柏崎地域振興局）における建設機器保有状況（別表第4）	49

作成 昭和61（1986）年 5月28日

修正 昭和62（1987）年 9月11日

修正 平成元（1989）年11月10日

修正 平成4（1992）年 9月10日

修正 平成26（2014）年 7月29日

修正 平成28（2016）年 8月 2日

修正 平成29（2017）年 6月23日

修正 平成30（2018）年 8月 1日

修正 令和2（2020）年 1月27日

修正 令和3（2021）年 7月29日

修正 令和4（2022）年 9月 5日

修正 令和5（2023）年 8月 9日

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、新潟県知事から指定された指定水防管理団体たる柏崎市が、法第33条第1項の規定に基づき、柏崎市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、柏崎市の地域にかかる洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

（1）水防管理団体

水防の責任を有する市をいう（法第2条第2項）。

（2）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）
(柏崎市は昭和27(1952)年度に知事が指定。)。

（3）水防管理者

水防管理団体の長である市長をいう（法第2条第3項）。

（4）消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

（5）消防機関の長

消防本部を置く市町村の場合は、消防長をいう（法第2条第5項）（以下「消防長」とする。）。

（6）量水標管理者

量水標、駿潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

（7）水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものをして有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

（8）水防警報

洪水、津波又は高潮により市民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして知事が指定した河川、湖沼又は海岸（水防周知河川等）について、知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

（9）水位周知河川

知事が、洪水予報指定河川以外の河川で、洪水により市民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して行う通知及び周知を行う（法第13条）。

(10) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報のことを行う。

(11) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(12) 泛濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。消防団の出勤の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が泛濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(13) 避難判断水位

市長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位であり、市民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(14) 泛濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(15) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(16) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(17) 洪水浸水想定区域

水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るために想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事が指定した区域をいう。（法第14条）

第3節 水防の責任等

水防に関する各主体について、法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 水防管理団体（市）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 水防団の設置（法第5条）
- ② 平時における河川等の巡視（法第9条）
- ③ 水位の通報（法第12条第1項）
- ④ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第15条）
- ⑤ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- ⑥ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑦ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑧ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- ⑨ 警戒区域の設定（法第21条）
- ⑩ 警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑪ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑫ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑬ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- ⑭ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ⑮ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑯ 水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑰ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ⑱ 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ⑲ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑳ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ㉑ 消防事務との調整（法第50条）

(2) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ② 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ④ 県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑦ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）

- ⑧ 水位到達情報の市長への通知（法第13条の4）
- ⑨ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑩ 県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑪ 水防警報の発表及び通知並びに水防周知河川等を指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑫ 水防信号の指定（法第20条）
- ⑬ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ⑭ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑮ 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑯ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑰ 水防協力団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(3) 国土交通省の責任

- ① 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ② 特定緊急水防活動（法第32条）
- ③ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ④ 県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(4) 河川管理者の責任

水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

(5) 気象庁の責任

- ① 気象予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- ② 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

(6) 市民の義務

水防活動への従事（法第24条）

(7) 水防協力団体の義務

- ① 決壊の通報（法第25条）
- ② 決壊後の処置（法第26条）
- ③ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ④ 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- ⑤ 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第4節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。したがって、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。

しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

したがって、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

なお、津波に関する水防活動については、第13章で定める。

第5節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。

(安全確保措置)

- ・水防活動時にはライフジャケットの着用。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

など

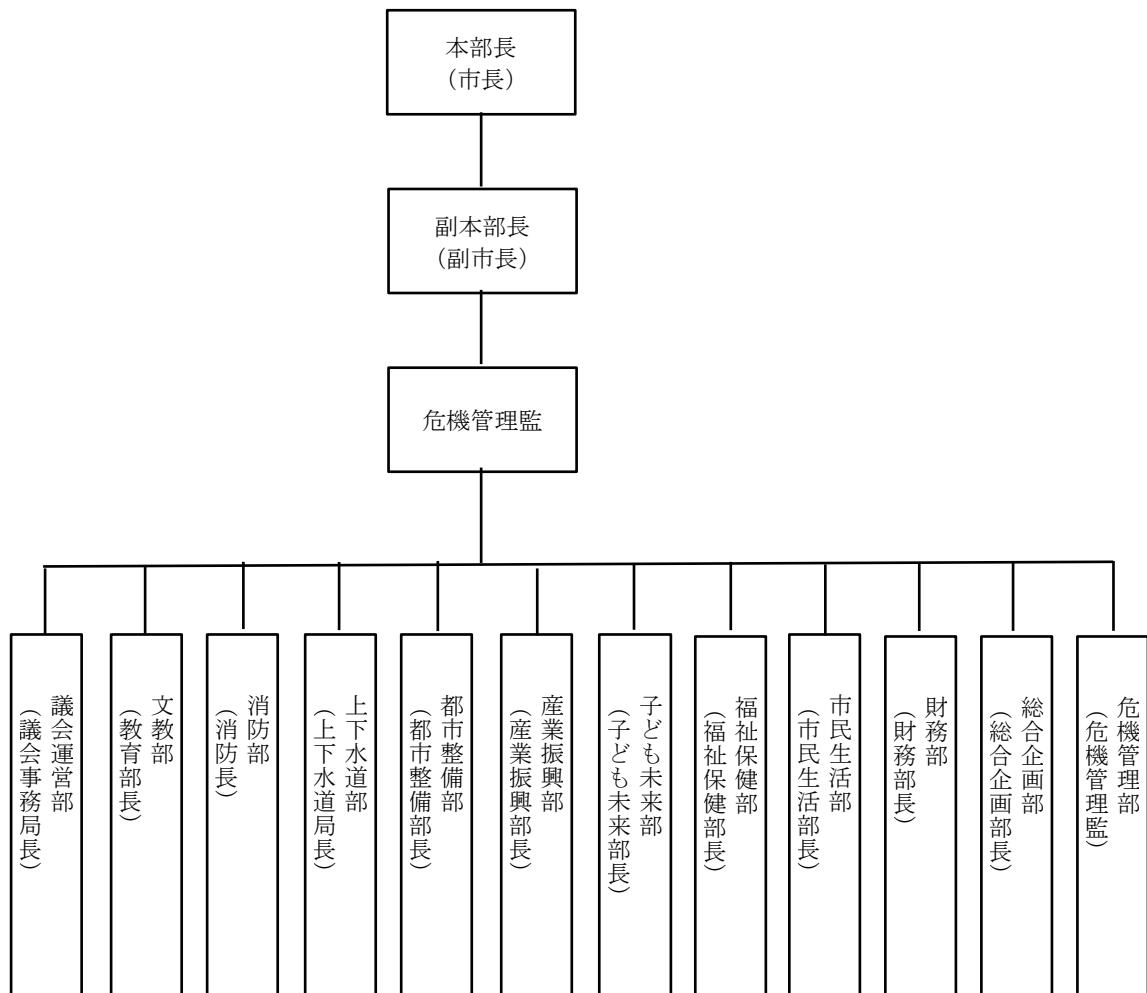
第2章 水防組織

第1節 水防本部

市長は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときから危険を除去する又は除去されるまでの間、市に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

なお、水防本部は、柏崎市災害対策本部が設置された場合は、同本部に統合されるものとする。

第2節 本部組織

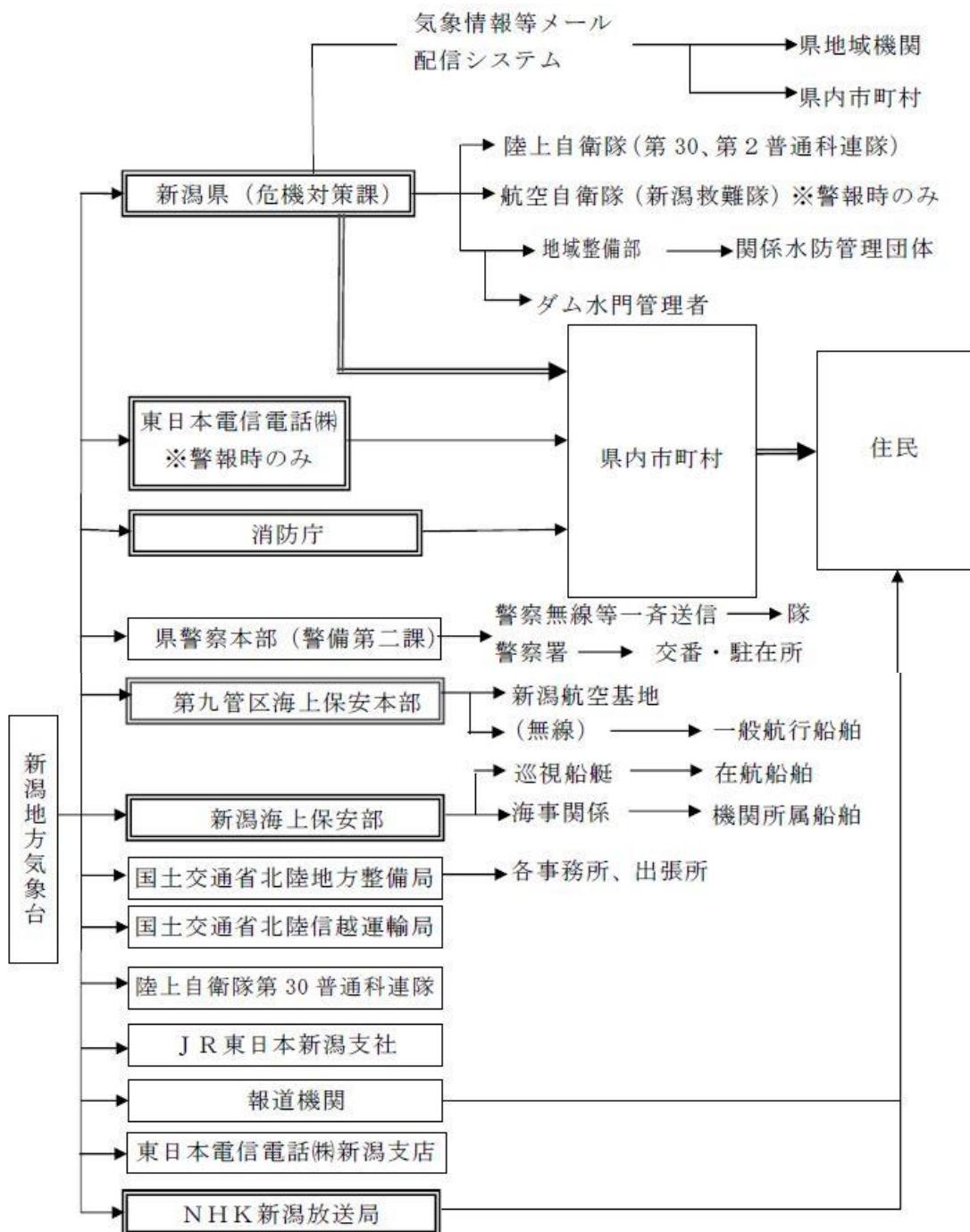


第3節 水防本部の事務分掌

市水防本部の事務分掌は、柏崎市災害対策本部規則（平成8年規則第21号）別表第1（第6条関係）を準用する。

第4節 水防態勢時における関係機関の連絡系統図

(1) 気象状況の連絡

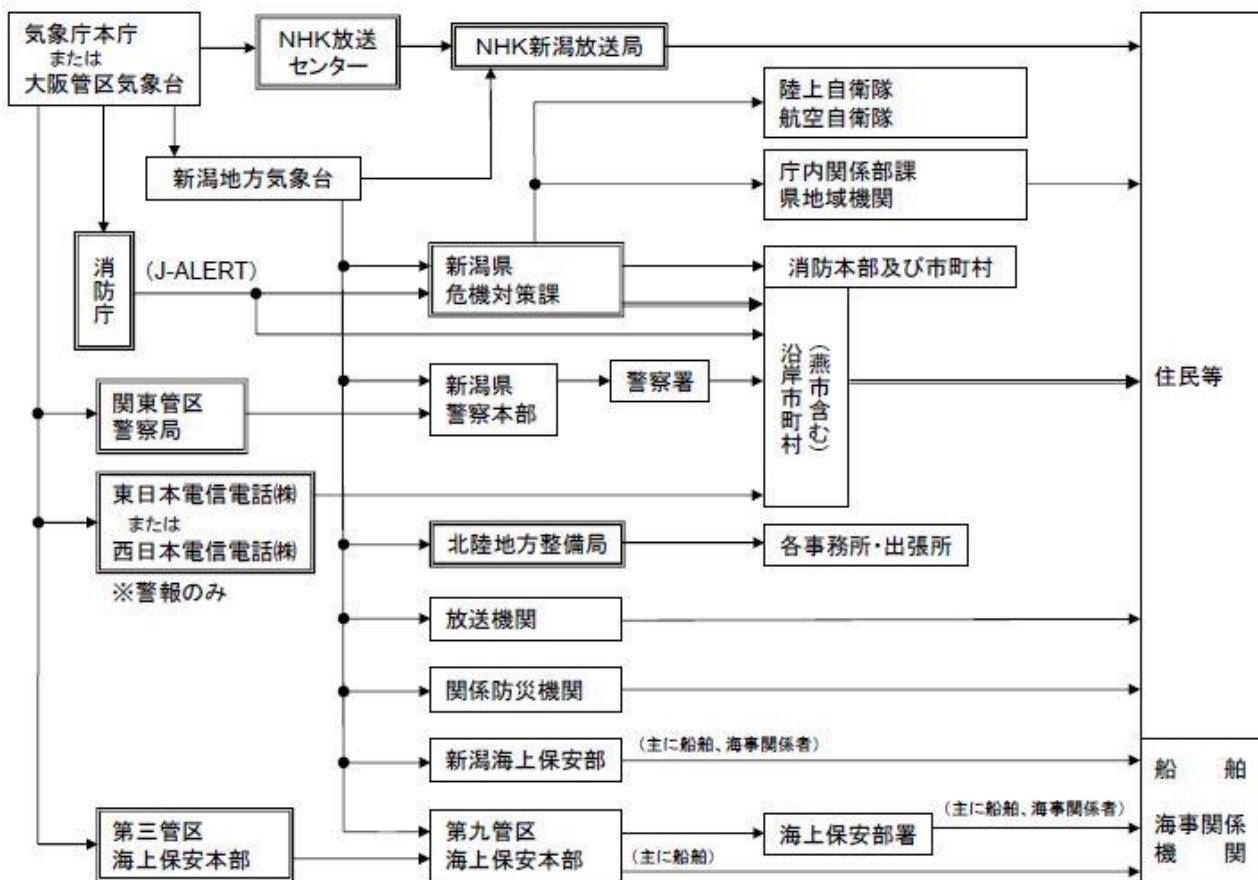


二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

※ 通報連絡系統は、上図基本系統に従って通報連絡を行うが、やむを得ない事情により、この系統によることができない場合は、あらゆる手段を尽くして確実迅速に通報連絡する。

(2) 津波警報等の伝達



注)二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

第3章 水位周知及び水防警報（水防待機業務）

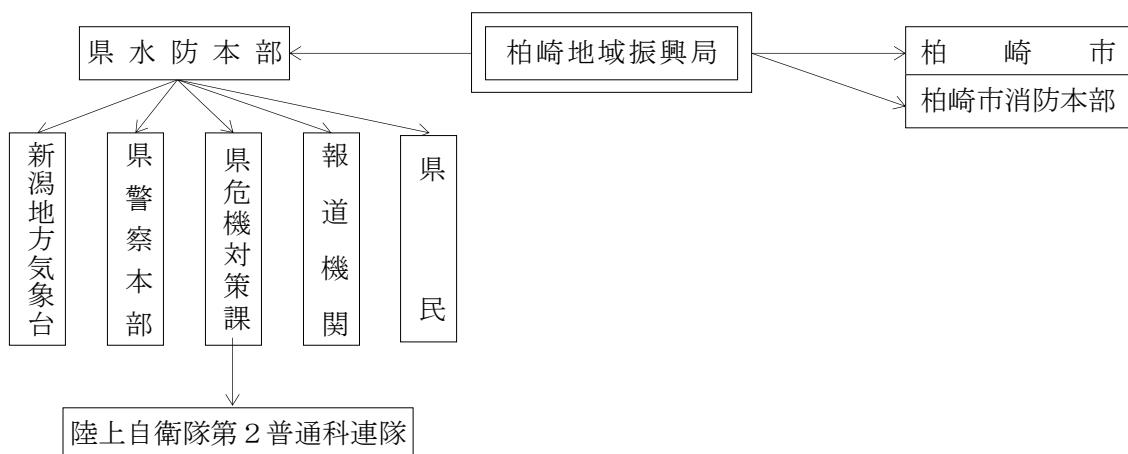
第1節 水位情報の通知

法第13条第1項の規定により、「二級河川鯖石川、二級河川鶴川及び二級河川別山川」は、柏崎地域振興局地域整備部管内において知事が水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）とされている。

河川名	観測所名	地 名			氾濫危険水位 〔洪水特別警戒水位〕	通 知 者
		郡 市	町 村	大 字		
鯖石川	加納	柏崎		加納	20. 55	柏崎地域振興局長
鶴川	宮之窪	柏崎		上条	10. 95	柏崎地域振興局長
別山川	栄橋	刈羽	刈羽	滝谷新田	13. 26	柏崎地域振興局長

◎関係機関への通知

水位周知河川の河川水位が「氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）」に達したとき、柏崎地域振興局長は、次図のとおり関係機関へ通知する。



◎警戒レベル

【レベル5】氾濫発生

- ・溢水の発生又は、堤防が決壊し、極めて危険な状況です。
- 市長が緊急安全確保を発令する可能性がある水位です。

【レベル4】氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）

- ・洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位で、市長が避難指示を発令する目安となる水位です。

【レベル3】避難判断水位

- ・市長が高齢者等避難を発令する目安となる水位です。

【レベル2】氾濫注意水位（警戒水位）

- ・消防団が出動する目安の一つとなる水位です。

【レベル1】水防団待機水位

- ・各水防機関が水防活動に対して準備をする水位です。

第2節 水防警報及び水位情報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。そのため、水防警報の内容においても、水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。

なお、市は、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

2 水防警報及び水防情報提供の段階（津波については第13章第3節を参照のこと）

【第1段階】準備 水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。

【第2段階】出動 消防機関が出動する必要がある旨通知するもの。

【第3段階】状況 洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂、その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの。

【第4段階】解除 水防活動の終了を通知するもの。

3 水防警報の範囲

河川名（量水標名）：二級河川鯖石川（加納）、二級河川鵜川（宮之窪）、二級河川別山川（栄橋）

【準備】 雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき。

【出動】 水位、流量、その他河川状況等により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあり、又は氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお増水が予想されるとき。

【状況】 適宜河川状況により必要と認められるとき。

【解除】 水位が、氾濫注意水位（警戒水位）以下に復したとき。ただし、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

第3節 水防警報を行う河川並びに水防警報発表者

法第16条の規定により知事が水防警報を行う河川は、次表のとおりとする。

河川名	区 域	発 表 者
鯖石川	左岸 柏崎市高柳町岡野町 右岸 柏崎市高柳町岡野町 } から海まで	柏崎地域振興局長
鵜川	左岸 柏崎市大字野田字二夕木4553-2 右岸 柏崎市大字宮川新田字湯野淵475 } から海まで	柏崎地域振興局長
別山川	左岸 柏崎市西山町黒部地先 右岸 柏崎市西山町長嶺地先 } から鯖石川合流地点まで	柏崎地域振興局長

県が水防警報を発しない中小河川の水防予知については、水防管理者が行うものとし、必要がある場合は警報に準じて措置するものとする。

第4節 水防警報の対象とする水位観測所

※標高表示、() 内は河床からの水位 (単位 : m)

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	連絡方法 (電話応答式)	管理者名
鯖石川	加納	柏崎市 加納	18.45 (3.45)	18.95 (3.95)	19.80 (4.80)	20.55 (5.55)	21-8491 (10分毎)	柏崎地域振興局 地域整備部
鵜川	宮之窪	柏崎市 上条	9.30 (2.66)	9.80 (3.16)	10.10 (3.46)	10.95 (4.31)	21-8491 (10分毎)	柏崎地域振興局 地域整備部
別山川	栄橋	刈羽村 滝谷新田	12.35 (1.91)	12.75 (2.31)	12.95 (2.51)	13.26 (2.82)	21-8491 (10分毎)	柏崎地域振興局 地域整備部

[他の水位観測所 (指定水位観測所以外)]

※標高表示、() 内は河床からの水位 (単位 : m)

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫警戒水位	連絡方法 (電話応答式)	管理者名
鯖石川	天保橋	柏崎市 中田	5.10 (4.76)	5.75 (5.41)	電話応答式 21-8491 (10分毎)	柏崎地域振興局 地域整備部
鯖石川	上原	柏崎市 上原	3.58 (3.44)	4.20 (4.06)	ダム管理事務所 41-3521 (10分毎) 電話応答式 21-8491 (10分毎)	柏崎地域振興局 地域整備部
鯖石川	行兼	柏崎市 森近	27.82 (3.46)	28.46 (4.10)	ダム管理事務所 41-3521 (10分毎) 電話応答式 21-8491 (10分毎)	柏崎地域振興局 地域整備部
落合川	落合	柏崎市 高柳町 落合	170.61 (3.12)	170.95 (3.46)	ダム管理事務所 41-3521 (10分毎) 電話応答式 21-8491 (10分毎)	柏崎地域振興局 地域整備部

[他の水位観測所 (危機管理型水位計)]

※標高表示

河川名	観測	位置	堤防高	観測	危険管理用	水位計
-----	----	----	-----	----	-------	-----

	所名			開始水位	設定水位	型 式
別山川	内郷橋	柏崎市 西山町下山田	20.67	17.87		電波式
	新屋敷	刈羽郡刈羽村 新屋敷	8.87	6.08		電波式
長鳥川	三蔵橋	柏崎市 南条	16.23	15.47		電波式
	小島	柏崎市 小島	24.17	20.88		電波式
鶴川	野田	柏崎市 野田	41.23	38.17		電波式
	新道	柏崎市 新道	8.03	3.16		電波式
軽井川	横山	柏崎市 横山	5.13	2.72		電波式
前川	川内	柏崎市 川内	24.07	22.99		電波式
谷根川	谷根	柏崎市 谷根	65.08	63.16		電波式
オガチ川	米山町	柏崎市 米山町	5.47	4.96		電波式

※危機管理型水位計とは、洪水時の水位観測に特化した小型で低コストの水位計である。

[簡易型河川監視カメラ]

河川名	観測所名	地名	位置	左右岸別
鯖石川	加納	柏崎市 加納	14.70K	左岸
	下加納	柏崎市 加納	11.50K	左岸
	天保橋	柏崎市 中田	6.25K	右岸
	よしやぶ川合流点	柏崎市 松波	1.02K	右岸
別山川	別山	柏崎市 西山町別山	15.53K	右岸
	栄橋	刈羽郡刈羽村 滝谷新田	8.90K	右岸
	土合川合流点	柏崎市 下大新田	1.27K	右岸
鶴川	宮之窪	柏崎市 上条	7.78K	左岸
	横山川合流点	柏崎市 常盤台	1.65K	左岸
	源太川合流点	柏崎市 常盤台	1.50K	左岸

第5節 水防警報を発表しない場合の措置

1 出水状況の周知

河川水位と気象状況の関係等により、水防警報を発表しない場合、知事は、以下の参考様式により河川水位の状況を関係機関に周知する。

出 水 状 況 発 表							
	種類	河川	基準水位観測所	発表番号			
出水状況	状況	○○○川	○○、○○	1			
月 日 ○○時○○分		○○地域振興局長発表					
○○○川水防警報は、出しません。							
昨夜からの降雨により、水位が上昇しています。今朝○時○○観測所では、はん濫注意水位							
(警戒水位)に達しましたが、雨は次第に小降りになって来ており、上流では減水する模様で							
あります。要水防箇所について検討の結果、この程度の水位では、水防の必要がないと判断して、							
今回は出しません。なお、水位状況はその都度通報します。							

2 水位状況の提供

河川の急激な水位上昇等により、水防態勢を構築するのに時間を要し、水防警報の発表に遅れが生じるような場合は、知事は、以下の例示を参考としてメール等により河川水位について関係機関に情報提供を行う。

件名：【○○地域整備部より】○○川 水防団待機水位超過
次の水位局で基準水位を超過しました。 至急、水防態勢を構築し、水防警報を発表しますので、河川水位に注視していただけますようお願いします。
▼観測時刻： ○○○年○月○日 ○：○○
▼観測状況： [水防団待機水位超過情報]
○○○水位観測所 ○○川 ○○市 職員警戒水位 [m] : 0.00 水防団待機水位 [m] : 0.00 はん濫注意水位 [m] : 0.00 避難判断水位 [m] : 0.00 はん濫危険水位 [m] : 0.00 堤防高超過水位 [m] : 0.00
観測水位 [m] : 0.00
発信元： 新潟県土木部

第6節 水防に関する注意報・警報等

(1) 関連する注意報の種類

- ① 大雨注意報
- ② 洪水注意報
- ③ 強風注意報
- ④ 波浪注意報
- ⑤ 高潮注意報
- ⑥ 融雪注意報
- ⑦ 津波注意報
- ⑧ 指定河川の氾濫注意情報

(2) 関連する警報の種類

- ① 大雨警報
- ② 洪水警報
- ③ 暴風警報
- ④ 暴風雪警報
- ⑤ 波浪警報
- ⑥ 高潮警報
- ⑦ 津波警報
- ⑧ 指定河川の氾濫警戒情報

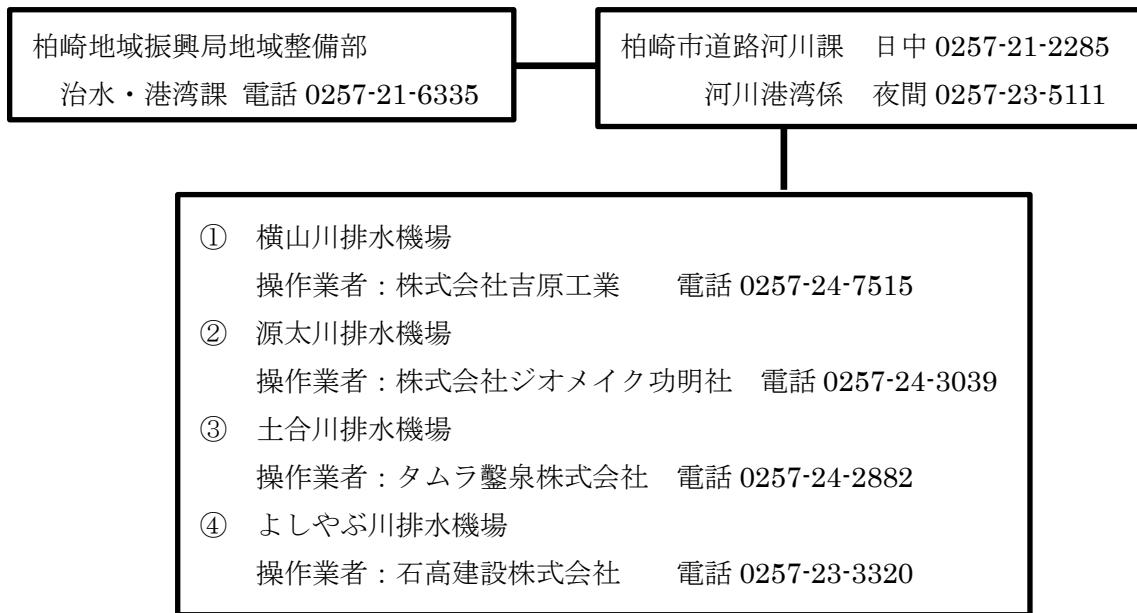
(3) 特別警報

- ① 大雨特別警報
- ② 暴風特別警報
- ③ 津波特別警報
- ④ 高潮特別警報
- ⑤ 波浪特別警報

(4) 注意報・警報等の発表対象区域

新潟地方気象台発表：中越地域及び柏崎市・刈羽村

第7節 排水機場の伝達系統



第4章 水防活動

第1節 市の非常配備

1 非常配備指令を発する場合

市長が管下の消防機関、水防協力団体を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 市長が自らの判断により必要と認めた場合
- (2) 水防警報河川の場合は、水防警報が発せられた場合
- (3) 水防情報提供河川の場合は、水防情報が発せられた場合
- (4) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

2 市における水防態勢

柏崎市災害応急対策実施要綱（平成8年訓令第9号）第7条第4号及び別表第3（第7条関係）に規定のとおりとする。

配備指令	配備基準
1 第1次配備（警戒体制）	1 大雨警報、洪水警報等が発表され、危機管理監が必要と判断したとき。 2 水防警報が発表されたとき。 3 市域に局地的な災害が発生するおそれがあるとき。
2 第2次配備（警戒本部設置体制）	市域の広範囲に災害が発生するおそれがあるとき。
3 第3次配備（対策本部設置体制）	1 市域に災害が発生したとき。 2 市域に激甚な災害が発生するおそれがあるとき。

3 消防団及び水防協力団体に対する非常配備（津波については第13章第1節参照のこと）

(1) 待 機

消防長は、その後の情勢を把握することに努め、団員が直ちに次の段階に速やかに入りうるような態勢整備しておくものとする。

待機の指令は、おおむね次の状況の際に発する。

水防に関する気象の予報、注意報が発表され、かつ警報が発表されるような状況の場合。

(2) 準 備

分団長は所定のコミュニティセンター等に集合し、また資材及び器具の整備点検、作業員の配備計画等に当たり、ダム、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため一部団員を出動させる。準備の指令は、おおむね次の状況の際に発する。

河川水位が水防団待機水位（通報水位）を超える、なお上昇し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。

(3) 出 動

消防機関、水防協力団体の全員が所定に集合し、警戒配備につく出動の指令は、おおむね次の状況の際に発する。

河川の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）以上に上昇のおそれがあり、出動の必要を認めたとき。

第2節 巡視出動の連絡

市長は、次の各号のいずれかの行動又は作業をしたときは、直ちに地域振興局長に連絡して必要な措置を求めなければならない。（法第9条、第30条）

- (1) 河川及び海岸堤防を巡視して異常を発見したとき
- (2) 消防機関が出動したとき
- (3) 水防上危険箇所等に水防作業を開始したとき

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、市長は、平時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第4節 緊急交通

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するも

のとする。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、市長、消防長又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6節 避難立ち退き

洪水、津波又は高潮による著しい危険が切迫していると認められたときは、市長、その命を受けた職員は必要と認める区域の居住者に対し、防災行政無線、ラジオ、信号、サイレン、その他の方法により、立ち退き、又はその準備を指示する。市長が指示する場合においては、柏崎警察署長にその旨を通知しなければならない。(法第29条) 立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者の救出避難については、警察官は、市長と協力して誘導する。

市長は、柏崎警察署長と協議して、あらかじめ立ち退き先及び経路等につき必要な措置を講じておくものとする。

第7節 決壊の通報及び措置

堤防が決壊、又はこれに準ずる事態が生じたときは、市長、消防長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこの状況を関係機関（柏崎地域振興局長、柏崎保線区長、柏崎警察署長）及び氾濫すると思われる方向の隣接水防管理団体その他必要な団体に通報し、柏崎地域振興局長は、水防本部及び必要と認める機関に通報する。(法第25条)

決壊後といえども市長、消防長又は水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。(法第26条)

第8節 水防解除

市長は、水位が低下したとき、巡視等により被害が確認されなかつたとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防の警戒及び作業の必要がなくなったときは、これを一般に知らせる。

第9節 水防訓練

市は、毎年1回以上なるべく出水期前に、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、市が主催する水防研修や北陸地方整備局が主催する水防技術講習会へ消防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

津波災害警戒区域を県が指定した場合、その区域の消防団は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

第5章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

水防に要する費用は、当該区域を管理する水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要した費用は、当該応援を求める水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求める水防管理団体と応援した水防管理団体とが協議して定める。(法第41条、同第23条第3項及び第4項)

また、水防管理団体の水防によって、当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

この場合、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。(法第42第2項)

第2節 公用負担

1 市長及び消防長の権限

水防のため必要あるとき、市長及び消防長は、次の権限を行使することができる。(法第28条)

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の収用
- (3) 車両、その他の運搬用機器
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物、その他の障害物の処分

また、市長から委任を受けた者は上記(1)から(5)((2)における収用を除く。)の権限を行使することができる。

2 公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者は、市長又は消防長の場合はその身分を示す証明書を、市長から委任を受けた者は、公用負担権限委任証を携行し、必要な場合にこれを提出しなければならない。

なお、市長から委任を受けた民間事業者等の場合は、水防活動委任証によって公用負担権限委任証に代えることとする。

公 用 負 担 権 限 委 任 証	第 号	
身 分		
氏 名		
上記の者に○○区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。		
年 月 日		
市長又は消防長	氏 名	印

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公 用 負 担 命 令 書	
負担者	住 所
	氏 名
物件数量 負担内容（使用、収用、処分等）期間摘要 水防法第28条の規定により上記物件を収用（使用又は処分）する。	
年 月 日	命令者 氏 名 印

4 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。（法第28条）

第6章 協力・応援

第1節 河川管理者の協力及び援助

国土交通省北陸地方整備局長及び知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力をを行う。

[河川管理者の協力が必要な事項]

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与

[河川管理者の援助が必要な事項]

- (1) 市長に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 市長に対して、過去の浸水情報の提供や、市長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言

第2節 消防機関の協力等

- 1 市長は、他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域の水防に支障のない範囲内で消防機関を指揮し、必要な器具、資材を携行し、直ちに応援する。
- 2 水防区域内において2以上の管理団体に關係ある水防事務については、各水防管理者間において、あらかじめ相互に協定しておく。
- 3 市は、水防資機材の不足を想定し、県水防支部（柏崎地域振興局）との応援体制を確立しておくものとする。水防資機材が不足した場合は、県水防支部（柏崎地域振興局）へ連絡し、それぞれの間で水防資機材を融通させる。
- 4 知事は、緊急時に必要があると認めるときは、自衛隊法第83条の規定により自衛隊の出動を要請するものとする。
- 5 市長は、水防上必要があると認めるときは、柏崎警察署長に対し警察官の出動を求めるものとする。（法第22条）
- 6 土国交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動を行うことができる。（法第32条）
 - ・当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - ・高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動

第3節 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力をを行う。

[下水道管理者の協力が必要な事項]

- (1) 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (3) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料の収集、提供

第7章 水防報告

第1節 水防概況報告

市長は、水防活動終了後2日以内に柏崎地域振興局を経由して県土木部河川管理課（水防本部）にその概況を速報するものとする。

なお、特に次期水防に必要な資材等の不足が生じた場合は、その旨併せて連絡するものとする。

第2節 水防活動実施報告

1 市の報告

(1) 市長は、水防が終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて別紙第1号様式、別紙第2号様式により、柏崎地域振興局長に報告しなければならない。

- ① 水防実施河川名及び位置
- ② 活動日時
- ③ 活動人員（当該箇所の延人員）
- ④ 水防活動費用の内訳
- ⑤ その他必要事項

(2) 下記事項については報告の必要はないが、メモ等を整理しておき、必要に応じ報告する。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 警戒出動及び解散命令の時刻
- ③ 消防機関に属する者の出動の時刻及び人員
- ④ 水防作業の状況
- ⑤ 堤防その他施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑥ 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分（水防資材費が不明のときは、とりあえずその旨を報告すること。）
- ⑦ 法28条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- ⑧ 障害物を処分した数量及びその理由、並びに除去の場所
- ⑨ 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者住所氏名とその事由
- ⑩ 自衛隊及び一般の応援の状況
- ⑪ 居住者出動の状況
- ⑫ 警察の援助状況
- ⑬ 現場指導官公吏氏名
- ⑭ 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑮ 水防関係者の死傷
- ⑯ 殊勲者及びその功績
- ⑰ 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- ⑱ 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
- ⑲ その他必要な事項

注) 年間の主要資材使用額が一定の額（補助基本額約35万円）以上となると補助金が交付され

るため、水防管理団体は、報告をできるだけ正確に行い交付の際必要な書類（資材受払簿、資材購入証拠書類、現地状況写真等）を整理しておくこと。

※激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)
第21条の規定に基づく補助制度。

2 水防活動の広報

市長は、消防団等が水防活動を実施した場合には、ホームページ掲載等の広報活動を実施するよう努めるものとする。

第8章 通信連絡・輸送の確保

第1節 通信連絡系統

水防上緊急を要する通信は、防災行政無線局が設置されている所は無線通信を主として使用し、無線施設のない所は一般加入電話等によるほか、近距離の連絡確保のため通信の発着点、資材備蓄所、水防作業現場等には必ず自転車等の伝令を配置するものとする。

第2節 非常通信の取扱

非常事態において、電信電話回線の通信がふくそうし一般加入電話からの即時通話ができないときでも、水防上緊急を要する場合は、法第27条及び電気通信事業法第8条の規定により「重要通信の確保」として優先的に利用することができる。

第3節 その他の通信施設の使用

専用の電話及び一般加入電話により通信が途絶、又は著しくふくそうし、特に緊急を要するときは、法第27条及び電波法第52条の規定により「非常通信」として次に掲げる機関の通信施設を使用するものとする。

- 1 警察通信施設
- 2 国土交通省関係通信施設
- 3 電気事業関係通信施設
- 4 鉄道関係通信施設
- 5 その他の通信施設

(1) アマチュア無線、民間等の無線通信施設の使用が不可欠のときは、電波法第52条の規定による「非常通信」の取扱いとして、施設管理者に通信連絡の要請を行うこと。

第4節 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、新潟県水防標識等に関する規則（昭和24年規則第54号）の規定に定めるところによる。

第5節 輸送の確保

- 1 非常の際の水防資機材、作業員その他の輸送を確保するため、市長は、輸送計画について、あらゆる事態を想定し万全の措置を講じておくこと。
- 2 市は、管内の重要水防区域について、あらゆる状況を推定した次のような輸送経路図を作成し、柏崎地域振興局長に提出しておくものとする。
 - (1) 付近略図に道路幅員その他通路の分かる輸送網図
 - (2) 万一に備えた多角的輸送路の選定図
- 3 市は、近距離輸送のためトラックその他輸送車の配備を計画しておくものとする。

第9章 水防用備蓄資機材

第1節 市における水防倉庫及び備蓄資機材

1 水防倉庫及び備蓄資機材

市における水防資機材の備蓄状況は、別表第1のとおりである。

2 水防資機材の調達及び事前協議

市長は、水防資機材の調達のため、別表第2の水防資材取扱業者とあらかじめ協議しておくものとする。

なお、水防活動に従事している関係機関において、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、当該地域の業者等から調達するものとする。その場合は、その旨を市長に報告するものとする。

第2節 柏崎地域振興局における水防倉庫及び備蓄資機材

柏崎地域振興局における水防資機材の備蓄状況は、別表第3のとおりである。また、建設機器における保有状況は、別表第4のとおりである。

第10章 ダムにおける洪水警戒体制

第1節 鯖石川ダムの洪水警戒体制

1 ダムの基準数値等

管 理 者 : 新潟県
河 川 : 二級河川 鯖石川
地 点 : 柏崎市 高柳町 田代
計画洪水流量 : 340 m³/s
洪 水 : 80 m³/s

2 ゲート操作 [柏崎地域振興局「鯖石川ダム操作規則」抜粋]

(洪水警戒体制)

第11条 柏崎地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 新潟地方気象台から柏崎市、上越市、十日町市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2 局長は、第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水調節)

第13条 局長は、水位が常時満水位を超える場合には、ゲート等の開度を一定とし、毎秒160立方メートルを限度として流水の放流を行うことにより洪水調整を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、この限りではない。

3 鯖石川ダム洪水警戒体制基準

(1) 新潟地方気象台から、降雨に関する注意報・警報が発せられたとき。

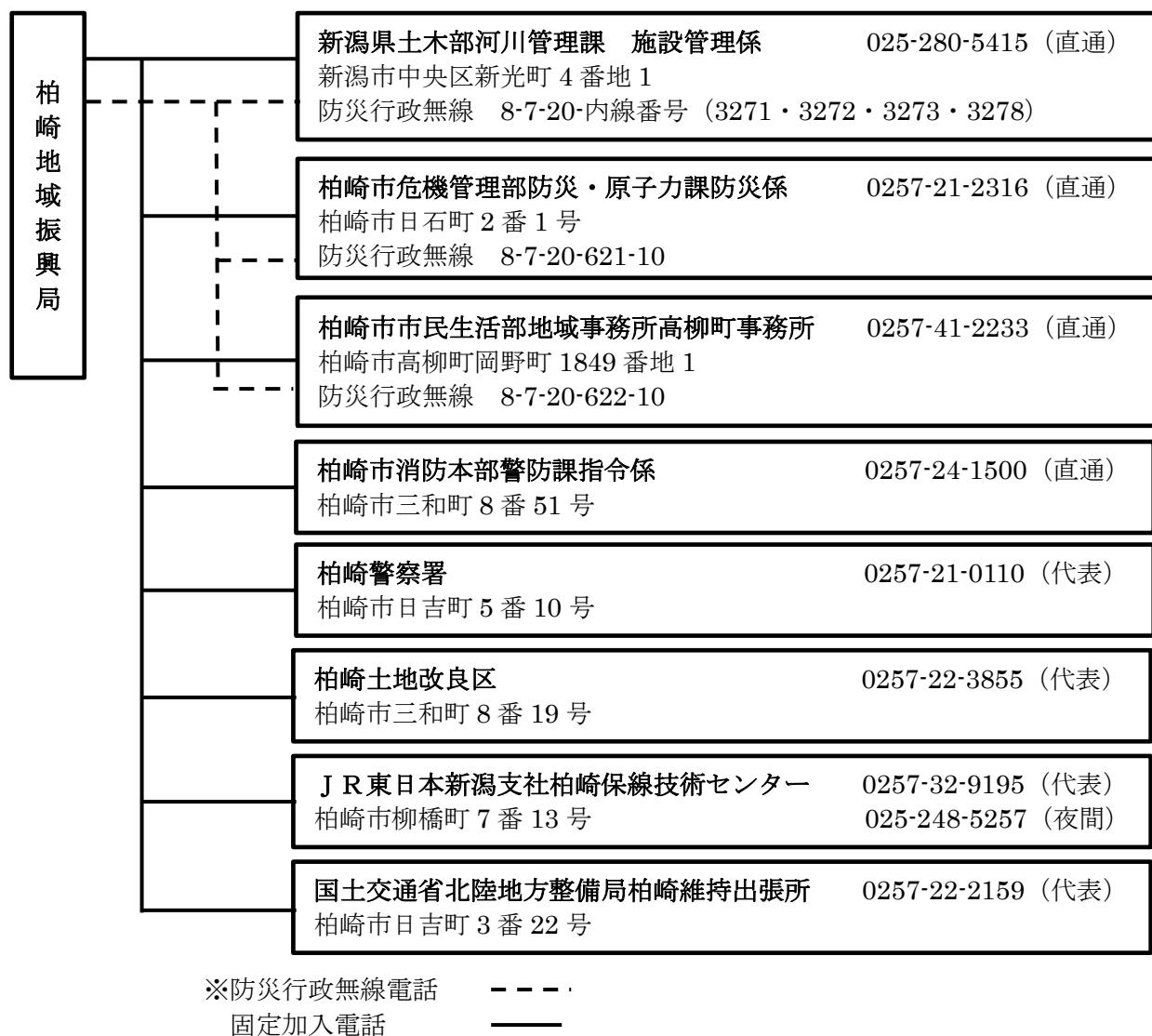
(2) その他の洪水が予想されるとき。

- ・鯖石川ダムの流域内において、日雨量が70mm（35mm）を超えると予想されるとき。
- ・流域内において、3時間雨量が35mm（17mm）を超えると予想されるとき。
- ・流域内において、1時間雨量が20mm（10mm）を超えると予想されるとき。
- ・融雪によって、洪水が予想されるとき。
- ・気象、水象等の異常によって流入が、80m³/s（40m³/s）を超えると予想されるとき。
- ・機器の故障等による異常の場合は、警戒体制に準じて措置する。
- ・地震時発生後のダム臨時点検。25g a 1又は震度4以上。

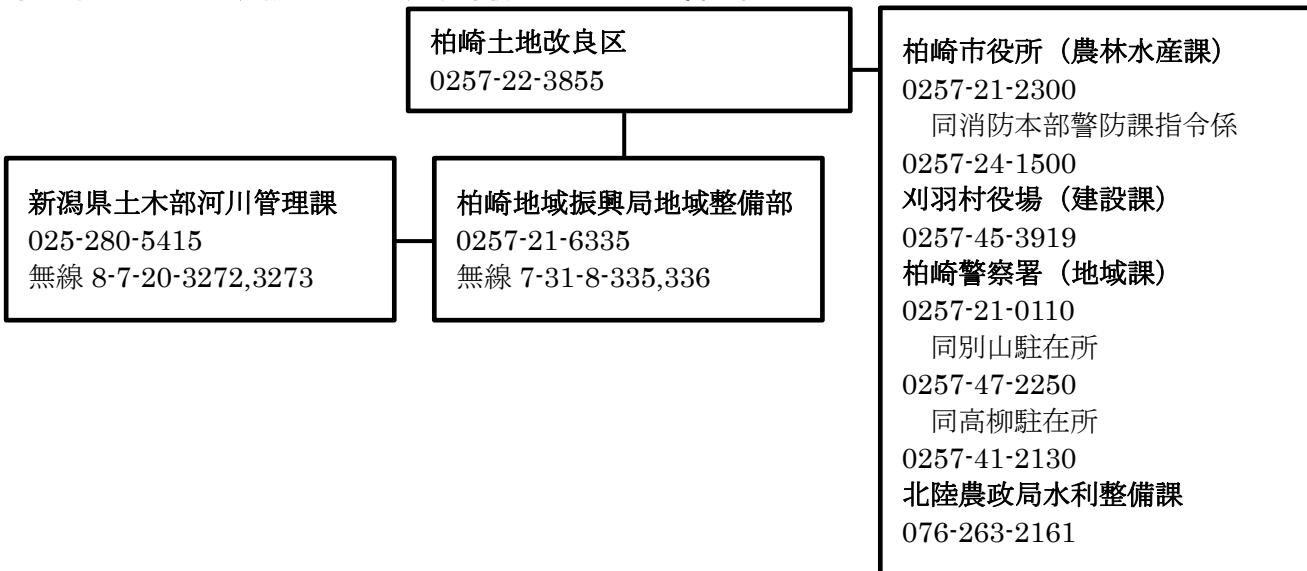
※（文字）内は、柏崎地域振興局地域整備部における招集基準・内規。

4 鮎石川ダム放流時の連絡系統

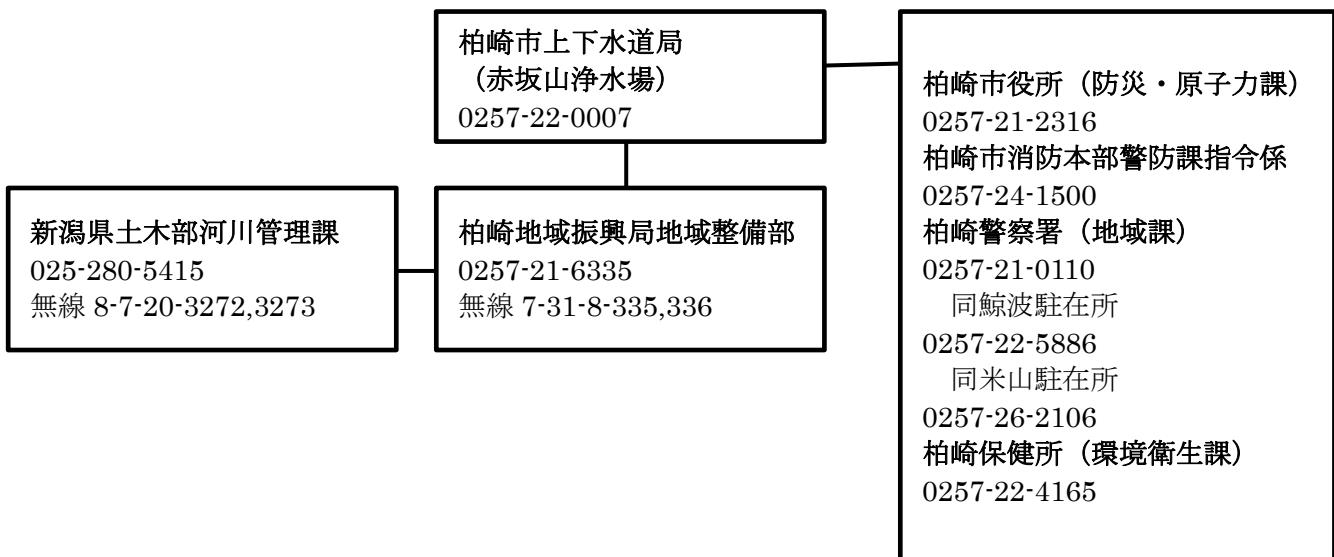
次図のとおりとする。



第2節 後谷ダム、柄ヶ原ダム、市野新田ダムの洪水警戒体制



第3節 谷根ダム、赤岩ダム、川内ダムの洪水警戒体制



第11章 重要水防箇所及び消防団受持区域

第1節 河川関係重要水防箇所評定基準（案）

区分 種別	重 要 度			要注意区間
	重点区間	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水	A 区間で 特に水防時に 重点的に巡視す べき区間	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防の場合は計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防の場合は計画高潮位）と現況の堤防との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤体漏水		①堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所 ②堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる、また、堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ、堤体機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所 ③水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられている箇所	①堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が生じている箇所 ②堤体の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所 ③水防団等との意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所	
基礎地盤 漏水		①堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所 ②基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ、堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所 ③水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所	①堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある堤体の変状が生じている箇所 ②堤体の機能に支障が生じている堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じるおそれがあると考えられる箇所 ③水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所	
水衝・洗掘		水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所 橋台取付部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	
工作物		河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋りょう、樋管その他の工作物の設置されている箇所 橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防の場合は計画高潮位）以下となる箇所	橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防の場合は計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
工事施工				出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・ 破堤跡・ 旧川跡				新堤防で築造後3年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸 閘				陸閘が設置されている箇所

第2節 河川関係重要水防箇所

河川名	位置 (大字)	評定 基準	重要度			要注意区間	予想され る危険	対策 水防工法
			重点区間	A	B			
石地川	西山町石地	越水			右 100 左 100		越水	積み土のう工
尾町川	西山町尾町	水衝洗掘			右 400 左 400		欠壊	大型土のう投入工
鯖石川	春日	水衝洗掘			左 650		欠壊	異形ブロック投入工
	橋場町～上原	水衝洗掘			右 1,600 左 1,600		欠壊	異形ブロック投入工
	上原～中田				右 2,500 左 2,500		越水	積み土のう工
	中田～平井	越水	右 200 左 200	右 2,700 左 200			越水	積み土のう工
	中田～平井	越水			右 600 左 3,100		越水	積み土のう工
	平井～行兼	越水			右 9,100 左 1,700		越水	積み土のう工
	南条～森近	堤体漏水			左 6,000		漏水	月の輪工
	大沢	水衝洗掘			右 800 左 800		欠壊	異形ブロック投入工
	高柳町塩沢～岡野町	水衝洗掘			右 1,500		欠壊	異形ブロック投入工
	高柳町漆島	水衝洗掘			左 750		欠壊	異形ブロック投入工
別山川	剣	堤体漏水			左 350		欠壊	異形ブロック投入工
	上高町～新屋敷	越水			右 1,700 左 1,700		越水	積み土のう工
	西山町長峰～礼拝	越水			右 1,300 左 1,300		越水	積み土のう工
	西山町西山	水衝洗掘			右 700 左 1,000		欠壊	大型土のう投入工
	西山町黒部	水衝洗掘			右 600 左 600		欠壊	大型土のう投入工
	西山町礼拝～別山	水衝洗掘		右 150 左 150	右 6,050 左 6,050		欠壊	異形ブロック投入工
	西山町砂田	水衝洗掘			右 900 左 900		越水	積み土のう工
妙法寺川	刈羽村井岡～西山町大坪	水衝洗掘			右 1,600 左 1,600		欠壊	大型土のう投入工
	西山町北野～妙法寺	水衝洗掘			右 1,150 左 1,700		欠壊	大型土のう投入工
坂田川	西山町新保～坂田	水衝洗掘		右 1,700 左 1,700	右 1,700 左 1,700		欠壊	大型土のう投入工

河川名	位置 (大字)	評定 基準	重要度			要注意区間	予想され る危険	対策 水防工法
			重点区間	A	B			
藤掛川	西山町池浦	越水			右 500 左 500		越 水	積み土のう工
田沢川	西山町田沢	水衝洗掘			右 930 左 960		欠 壊	大型土のう投入工
荒谷川	西山町荒谷	水衝洗掘			右 500 左 500		欠 壊	大型土のう投入工
後谷川	西山町後谷	越水			右 120 左 120		越 水	積み土のう工
長鳥川	本条 ～杉之入	越水			右 7,300 左 7,400		越 水	積み土のう工
	大角間	水衝洗掘			右 1,200 左 1,200		越 水 欠 壊	積み土のう工 大型土のう投入工
赤尾川	赤尾	越水			右 1,000 左 1,000		越 水 欠 壊	積み土のう工 大型土のう投入工
深沢川	深沢	水衝洗掘			右 400 左 400		越 水 欠 壊	積み土のう工 大型土のう投入工
高津川	山潤	越水			右 1,500 左 1,500		越 水 欠 壊	積み土のう工 大型土のう投入工
広田川	広田	越水	右 130 左 130	右 130 左 130			越 水	積み土のう工
	広田	越水			右 500 左 500		越 水 欠 壊	積み土のう工 大型土のう投入工
岩之入川	鼻田 ～岩之入	越水			右 900 左 900		越 水 欠 壊	積み土のう工 大型土のう投入工
久之木川	善根	水衝洗掘			右 710 左 700		欠 壊	大型土のう投入工
石川	善根	水衝洗掘			右 500 左 600		欠 壊	大型土のう投入工
西之入川	西之入	水衝洗掘			右 600 左 1,500		欠 壊	大型土のう投入工
小清水川	石曾根	越水			右 100 左 100		越 水	積み土のう工
塩沢川	高柳町塩沢	水衝洗掘			右 150 左 150		欠 壊	大型土のう投入工
中倉川	高柳町 岡野町	水衝洗掘			右 150 左 150		欠 壊	大型土のう投入工
黒姫川	高柳町坪野	水衝洗掘			右 490 左 580		欠 壊	大型土のう投入工
前戸川	高柳町高尾	水衝洗掘			右 880 左 920		欠 壊	大型土のう投入工

河川名	位置 (大字)	評定 基 準	重要度			要注意区間	予想され る危険	対 策 水防工法
			重点区間	A	B			
上島川	高柳町漆島	水衝洗掘			右 330 左 380		欠 壊	大型土のう投入工
石黒川	高柳町 上石黒	水衝洗掘			右 750 左 900		欠 壊	大型土のう投入工
鵜 川	下方	工作物		右 100 左 100			越 水	積み土のう工
	野田	越水			右 2,000 左 2,000		越 水	積み土のう工
	野田～ 宮川新田	水衝洗掘			右 1,100 左 1,100		欠 壊	大型土のう投入工
	女谷	水衝洗掘			右 1,200 左 1,200		欠 壊	大型土のう投入工
横山川	横山	越水			右 360 左 360		越 水	積み土のう工
浦の川	宮之窪	越水			右 200 左 200		越 水 欠 壊	積み土のう工 大型土のう投入工
払 川	払川	越水			右 200 左 200		欠 壊	積み土のう工 大型土のう投入工
阿 相 島 川	折居	水衝洗掘			右 1,800 左 2,400		欠 壊	大型土のう投入工
前 川	川内	水衝洗掘		右 500 左 250	右 500 左 1,340		越 水 欠 壊	積み土のう工 大型土のう投入工
谷根川	青海川	越水			右 260 左 300		越 水 欠 壊	積み土のう工 大型土のう投入工
	谷根	越水		左 50			越 水 欠 壊	積み土のう工 大型土のう投入工
オガチ 川	米山町	越水			右 1,000 左 1,000		越 水	積み土のう工

第3節 消防団水防受持区域

(石地川水系)

河 左 右	川 名	担 当 区 域	担当分団
石地川 (右・左岸)	石地	第17分団	

(尾町川水系)

河 左 右	川 名	担 当 区 域	担当分団
尾町川 (右・左岸)	尾町	第17分団	

(二位殿川水系)

河 左 右	川 名	担 当 区 域	担当分団
二位殿川 (右・左岸)	浜田、浜忠	第17分団	

(鰐石川水系)

河 左 右	川 名	担 当 区 域	担当分団
鰐石川 (左岸)	安政町、桜木町	第2分団	
" (右岸)	松波一丁目、二丁目、四丁目	第13分団	
" (右・左岸) 別山川 (")	春日二丁目、三丁目、横原町、橋場町、 原町、東原町、上原、山本、劍、土合、	第11分団	
吉井川 (")	土合新田、下大新田、長崎新田		
鰐石川 (右・左岸)	藤井、中田	第10分団	
" (")	上田尻、下田尻、平井、安田	第7分団	
" (右岸) 長鳥川 (右・左岸)	南条、本条、北条	第14分団	
赤尾川 (")			
鰐石川 (")			
久之木川 (")	加納、与板、宮平、善根	第8分団	
石川 (")			
鰐石川 (")			
西之入川 (")	森近、石曾根、山室、大沢	第9分団	
小清水川 (")			
鰐石川 (右・左岸)			
塩沢川 (")	塩沢	第15分団	
鰐石川 (右・左岸)			
中倉川 (")			
黒姫川 (")	岡野町、坪野、高尾、岡田	第15分団	
前戸川 (")			

河 川 名	担 当 区 域	担当分団
鰐石川 (右・左岸)		
上島川 (〃)	漆島、上石黒、落合	第16分団
石黒川 (〃)		
別山川 (〃)		
吉井川 (〃)	曾地新田、曾地、花田、吉井、矢田	第12分団
中川 (〃)		
別山川 (〃)		
妙法寺川 (〃)		
坂田川 (〃)	和田、西山、黒部、五日市、大坪、北野、妙法寺、新保、内方	第19分団
和田川 (〃)		
二田川 (〃)		
別山川 (〃)		
鎌田川 (〃)	礼拝、下山田、鎌田、池浦、田沢、藤掛	第18分団
藤掛川 (〃)		
田沢川 (〃)		
別山川 (〃)		
荒谷川 (〃)	上山田、灰爪、別山、砂田、荒谷	第18分団
坂田川 (〃)		
二田川 (〃)	坂田、二田、後谷	第19分団
後谷川 (〃)		
長鳥川 (右・左岸)		
深沢川 (〃)		
高津川 (〃)	東条、小島、山潤、旧広田、大広田	第14分団
広田川 (〃)	東長鳥、西長鳥	
岩之入川 (〃)		

(鵜川水系)

河 川 名	担 当 区 域	担当分団
鵜川 (右・左岸)	西本町三丁目、新橋、若葉町、剣野、常盤台、大久保一丁目、中浜一丁目	第1分団
〃 (〃)	柳橋町、関町、宮場町、元城町	第4分団
〃 (〃)	横山、下方、上方、新道、黒滝、南下、	
上条芋川 (〃)	上条、宮之窪、山口、佐水、芋川	第5分団
浦の川 (〃)	古町、小田山新田	

河 川 名	担 当 区 域	担当分団
鵜川 (右・左岸)		
上条芋川 (〃)		
田屋川 (〃)	久米、水上、細越、野田、木沢、	
払川 (〃)	田屋、宮川新田、清水谷、谷川新田	第 6 分団
折居川 (〃)	女谷、折居	
阿相島川 (〃)		

(前川)

河 川 名	担 当 区 域	担当分団
前川 (右・左岸)	鯨波二丁目、鯨波三丁目、鯨波	第 1 分団

(谷根川)

河 川 名	担 当 区 域	担当分団
谷相川 (右・左岸)	青海川	第 1 分団
〃 (〃)	谷根	第 3 分団

(才ガチ川)

河 川 名	担 当 区 域	担当分団
才ガチ川 (右・左岸)	米山町、大平	第 3 分団

(海岸水防受待区域)

海 岸 名	担 当 区 域	担当分団
米 山 地 区 海 岸	米山町	
上 輪 〃	上輪	第 3 分団
笠 島 〃	上輪新田、笠島	
鯨 波 〃	青海川、鯨波二丁目、鯨波三丁目、東の輪町	第 1 分団
柏 崎 〃	番神一丁目、番神二丁目、中浜一丁目、 中浜二丁目、西本町三丁目、西港町、東港町	
柏 崎 〃	学校町、栄町、北園町、安政町	第 2 分団
荒 浜 〃	松波一丁目、松波三丁目、荒浜一丁目、	第 13 分団
宮 川 〃	荒浜二丁目、荒浜三丁目、荒浜四丁目、	
椎 谷 〃	大湊、宮川、椎谷、坂の下	
石 地 〃	坂の下、向山、長磯、石地、大崎	第 17 分団

第4節 海岸関係重要水防箇所評定基準

区分 種別	水防上最も重要な区間	次に重要な区間	やや危険な区間
堤防高	既存堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が接している地区	堤防高は計画堤防高であるが背後地に人家が多く特に注意を要する区域	堤防高は計画堤防高であるが注意を要する区域
漏水箇所	堤防より漏水の実績があるもの又はそのおそれがあるもの	従来漏水の実績があり、これに対しても措置が講じられた実績があるもの	漏水、崩落等の不安が考えられる箇所
水衡箇所	護岸が破損しているもの又は破損の実績があるもの	護岸が不完全と考えられるもの	護岸が完全と考えられるが注意を要する区域
洗掘	堤脚又は護岸の根固が洗掘しているもの 消波等が破損して危険が予想される場合	堤脚前面が洗掘の危険がある場合	汀線が安定して洗掘のおそれがないと考えられるが注意を要する区域
堤体の強度	施工してから年数が経過し、全体的に破損した過去に大きな破損の実績のあるもの	施工してから年数が経過し、堤体に破損があるもの。又はそのおそれが十分あるもの	近年施工したものであるが、注意を要する区域

第5節 海岸関係重要水防箇所

海岸名	位置		評定基準	A	B	C	現況	予測される危険	対策 水防工法
	箇所番号	大字							
鯨波	①	鯨波	洗掘		250	150	前面洗掘	洗掘	異形ブロック投入工
荒浜	②	港町	〃			2,200	脚部洗掘	崩壊	〃
椎谷宮川 荒浜	③-1	荒浜	堤体の強度	1,200			護岸脆弱	崩壊 洗掘	〃
〃	③-2	荒浜	洗掘		400		脚部洗掘	洗掘	〃
〃	③-3	宮川	堤体の強度	990		1,490	護岸脆弱	崩壊	〃
〃	③-4	椎谷	洗掘		700		脚部洗掘	洗掘	〃
椎谷宮川 石地	④	西山町 石地	〃	300	3,800	1,100	護岸脆弱	崩壊 洗掘	〃
笠島	⑤	上輪新田	〃		150	100	〃	〃	〃
米山	⑥	米山	〃		900		〃	〃	〃
上輪	⑦	上輪	〃	630			〃	〃	〃

第12章 異常気象時における交通規制（事前通行規制）

第1節 事前通行規制区間

番号	路線名	規制区間		規制基準		危険内容	迂回路	関係機関
		自 至 郡 市	市 町 村 字	延長 (km)	規制基準値 (mm)			
					通行止	時間雨量 連続雨量	気象等観測所	
①	国道8号	刈羽村赤田町方 柏崎市曾地北田		3.0	— 200	赤田雨量局 (国土交通省)	盛土法面崩落	なし
②	(主) (13) 上越安塚柏崎線	柏崎市阿相島 柏崎市阿相島		2.7	— 140	女谷雨量局 (河)	土砂崩落	なし 上越整備部 025-526-9653 上越東維持 025-592-3655
③	(主) (25) 柿崎小国線	柏崎市山室 長岡市小国町芝之又		1.8	30 140	行兼雨量局 (河)	地すべり 土砂崩落	小千谷大沢線 0258-83-0855
④	(主) (56) 小千谷大沢線	柏崎市大沢 柏崎市大沢		1.0	— 140	行兼雨量局 (河)	土砂崩落	小千谷維持 0258-83-0855 十日町整備部 025-757-5203
⑤	(主) (78) 大潟高柳線	柏崎市高柳町石黒 柏崎市高柳町板畑		2.5	— 140	鯖石川ダム (河)	地すべり	なし
⑥	(主) (78) 大潟高柳線	柏崎市高柳町磯の辺 柏崎市高柳町坪野		1.5	— 140	鯖石川ダム (河)	土砂崩落	なし
⑦	(一) (219) 松代岡野町線	柏崎市高柳町柄ヶ原 柏崎市高柳町川磯		2.0	— 120	鯖石川ダム (河)	地すべり 土砂崩落	なし 十日町地域整備部 025-757-5203
⑧	(一) (252) 田代小国線	柏崎市石川 長岡市小国町八王子		1.9	— 140	行兼雨量局 (河)	土砂崩落	国道 291号 小千谷維持管理事務所 0258-83-0855
⑨	(一) (257) 田屋青海川(停)線	柏崎市谷根 柏崎市青海川		1.9	— 140	柏崎地域整備部 (河)	落石	なし
⑩	(一) (275) 門出石黒線	柏崎市高柳町中ノ坪 柏崎市高柳町石黒		1.8	— 140	鯖石川ダム (河)	落石 土砂崩落	なし
⑪	柏崎15-25号線	柏崎市谷根 柏崎市鯖波		1.9	— 140	柏崎地域整備部 (河)	落石	なし

第2節 特殊通行規制区間

番号	路線名	規制区間		規制条件 通行止	危険内容	迂回路	関係機関
		自 至 郡 市	市 町 村 字				
特1	国道252号	柏崎市高柳町岡田 柏崎市高柳町岡野町		0.7	パトロールにより危険が予想される場合	土砂崩落	なし
特2	(主) (25) 柿崎小国線	柏崎市払川 柏崎市払川		1.8	パトロールにより危険が予想される場合	土砂崩落	なし 上越地域整備部 025-526-9653
特3	(主) (73) 鯖波宮川線	柏崎市宮川 刈羽郡刈羽村滝谷		1.1	パトロールにより危険が予想される場合	土砂崩落	椎谷礼拝 停車場線
特4	(一) (480) 山中上野線	柏崎市高柳町山中 柏崎市高柳町山中		0.2	パトロールにより危険が予想される場合	地すべり	国道 252号 十日町地域整備部 025-757-5203
特5	国道352号	柏崎市宮川 柏崎市椎谷		1.0	波浪による路上越波がある場合	波浪	国道 116号
特6	国道352号	柏崎市西山町大崎 柏崎市西山町大崎		0.6	波浪による路上越波がある場合	波浪	国道 116号
特7	国道8号	柏崎市青海川向田 柏崎市上輪夏井之平		6.2	米山大橋、上輪橋が強風により通行に危険があると考えられる場合	強風に伴う 車両転倒	柏崎16-1 号線

第3節 冠水危険箇所

番号	路線名	規制区間		規制基準		危険内容	迂回路	関係機関	
		自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)	規制基準値 (mm)					
				通行止	時間雨量 連続雨量	気象等観測所		連絡先 (TEL)	
冠1	(一) (522) 野田西本線	柏崎市豊町 柏崎市東本町三丁目	0.2	— —	— —	冠水	国道8号		
冠2	柏崎 1-134号線	柏崎市柳橋町 柏崎市新橋	0.1	— —	— —	冠水	なし		
冠3	柏崎 7-9号線	柏崎市岩上 柏崎市半田一丁目	0.2	— —	— —	冠水	なし		
冠4	柏崎 7-195号線 柏崎 7-199号線	柏崎市大字枇杷島 柏崎市大字枇杷島	0.1	— —	— —	冠水	なし		
冠5	柏崎 7-10号線	柏崎市朝日が丘 柏崎市ゆりが丘	0.3	— —	— —	冠水	なし		

第13章 津波に対する水防活動

本章では、津波に対する水防活動について記載する。

なお、本章に記載のない事項については、第2章から前章までの記載を準用する。

第1節 水防配備

1 市における津波に対する水防態勢

柏崎市災害応急対策実施要綱（平成8年訓令第9号）第7条第2号及び別表第2（第7条関係）に規定のとおりとする。

配備指令	配備基準
1 第2次配備（警戒本部設置体制）	津波注意報が発表されたとき。
2 第3次配備（対策本部設置体制）	津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

2 消防団の非常配備

（1）待機

気象庁から津波警報等が発表された場合、消防長はその後の情勢を把握することに努め、消防団員の安全を確保した上で、直ちに次の段階に速やかに入りうるような態勢を整備しておくものとする。

（2）出動

津波警報等が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき、区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

第2節 水防警報及び水防情報の提供を行う河川

法第16条の規定により、知事が市に対して発表を行う津波に関する水防警報の対象河川は、鰐石川及び鵜川の2河川である。

第3節 水防警報及び水防情報の段階と範囲

水防警報及び水防情報提供の段階

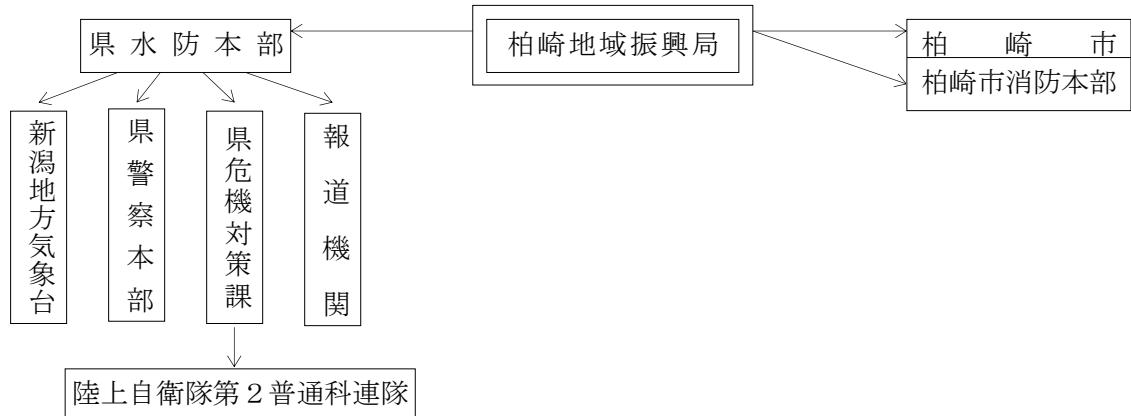
種類	内容	発表基準
待機	消防団員の安全を確保した上で、待機する必要がある旨を警告するもの。	気象庁からの県内沿岸への津波警報等の発表で待機とし、国及び県は水防警報津波「待機」を発表しない。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が解除されるなど、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。※1
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。※2

※1：津波遡上が水防団待機水位を超過した場合。

※2：「出動」を発表しない場合も「解除」は発表する。

第4節 水防警報及び水防情報の伝達系統

水防警報の伝達は、次図のとおりとする。



第14章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定

市は、本章第2節に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第2節 水防協力団体の業務

指定を受ける水防協力団体の業務は、次のとおりとする。

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

第3節 水防協力団体の消防団等との連携

水防協力団体は、市との密接な連携の下に前節の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年消防団が行う水防訓練に参加するものとする。

なお、津波災害警戒区域を県が指定した場合において、その区域の水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。（法第32条の3）

第4節 水防協力団体の申請、指定及び運用

水防協力団体の申請、指定及び運用に関する手続き等については、別に定める。

第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水浸水想定区域の指定・公表

知事は、水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

第2節 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市防災会議は、水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①水位到達情報の伝達方法
- ②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、内水又は高潮に関する避難訓練の実施に関する事項
- ④洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合の場合は、これらの施設の名称及び所在地要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮をする者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
- ⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第3節 洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域をその区域に含む市長は、市地域防災計画において定められた上記第2節①～⑤に掲げる事項を市民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

第4節 予想される水災の危険の周知等

市長は、水位周知河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表等により市民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、市民への各戸配布やインターネット上の公表等により行うこととする。

第5節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第1号様式

水防活動報告書

作成者

住 所

水防管理団体名

氏 名

出水の概況		警戒水位 川 雨量														
水防実施箇所		左 川 岸 地先 右														
日 時		自 月 日 時					至 月 日 時									
出 動		消防本部・消防署		消 防 団 員		そ の 他		合 計								
人 員		人		人		人		人								
水防作業の概況及び工法		箇所 工法														
水防の結果	堤防 効果		m	田	m ²	畑	m ²	家	戸	鉄道	m	道路	m	人口	人	その他
	被害		m	m	m ²	m	m	m	m	m	m					
使用資機材	かます、俵											居住者の出動状況				
	万年、土俵															
	な わ											水防関係者の死傷				
	丸 太															
	そ の 他											雨量水位の状況				
水防活動に関する 自己批判 備考																

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

平成29年台風第〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・平成29年8月〇日～〇日)

○概要

〇〇市消防団は、平成29年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区的浸水被害

水防活動実施箇所
地図

別表第1

柏崎市水防倉庫備蓄資材

令和4(2022)年12月末日現在

河川名	補助・自営の別	備蓄場所	管理団体名	水防資材							水防器材																			
				布袋類	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	ビニールシート	ロープ	スコップ	掛け矢	ハンマー	ツルハシ	鍬	斧	鎌	ベンチ	鋸	鉈	シノ	カッター	照明器具	一輪車	鳶口	とびぐら	鋤籠	じょれいん	鉄パイプ	リヤカー
				枚	kg	本	本	kg	枚	本	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	本	丁	丁	着	
鵜川	自	野田	市	1,100	30	30	40	40	80		8	6	2	3	1		1	2					1	17						21
	〃	新道	〃	3,000	80	200	55	100	70		17	7	2	5	1	4		2	4	2	3	1		1	16					14
	〃	宮之窪	〃	630	30	200	38	100	60		30	7	1	4	1			5	2	3	1		1	14					16	
		小計		4,730	140	430	133	240	210		55	20	5	12	3	4		3	11	4	6	2		3	47					51
市内河川	自	三和町	市 (消防本部)	7,400	15		170	250	350	2	80	4	6	4	2			8		10	10	1		60	47	10	2	7	51	
		小計		7,400	15		170	250	350	2	80	4	6	4	2			8		10	10	1		60	47	10	2	7	51	
鯖石川	自	石曾根(西之入)	市	1,200	5	65	40	100	66	10	24	7	2	5	5	1	5	2	2	2	3		1	1	5	4			15	
	〃	高柳町岡田	〃	900			50		20		7	1											1		6				19	
	〃	加納	〃	3,800	40	40	50	100	52	8	8	10	2	5	4	2	2	3		3	1		15					26		
		小計	〃	5,900	45	105	140	200	138	18	39	18	4	10	9	3	5	4	5		6	1	2	1	26	4			60	
別山川	自	西山町池浦	市	420					1,000					1										3						
		小計		420					1,000					1										3						
合計				18,550	200	535	443	690	1,698	20	174	42	15	27	14	7	5	7	24	4	22	13	3	4	136	51	10	2	7	158

別表第2

水防資材取扱業者

調達業者名	所 在 地	電 話 番 号	調達資材概要
株式会社 植木組	柏崎市駅前1丁目5番45号	23-2200	水防機材一式
石高建設 株式会社	柏崎市三和町3番37号	23-3320	"
株式会社 小林組	柏崎市大字上田尻3179番地9	23-2220	"

別表第3

新潟県（柏崎地域振興局）における水防倉庫及び備蓄資機材

令和3（2021）年5月14日現在

別表第4

新潟県（柏崎地域振興局）における建設機械保有状況

区分	グレーダー	タイヤドーザー	連絡車		その他の 乗用車 2 乗用車（8人乗り） 1	計
			ジープ	ライトバン		
数量	4	13	3	8	3	31